

## 命 令 書

新潟県長岡市

申 立 人 X 1

新潟県長岡市

申 立 人 X 2 組 合

執行委員長 A 1

新潟県長岡市

被申立人 Y 1 学 園

理事長 B 1

上記当事者間の新労委平成 27 年（不）第 5 号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成 29 年 10 月 19 日、第 1,659 回公益委員会議において、会長 公益委員 児玉武雄、公益委員 櫻井英喜、同 櫻井香子、同 中村稚枝子、同 田中恒彦が出席して合議の上、次のとおり命令する。

## 主 文

- 1 被申立人 Y 1 学園は、申立人 X 2 組合の組合員である申立人 X 1 に対して平成 27 年 4 月 1 日に行ったけん責処分及び謹慎処分を撤回しなければならない。
- 2 被申立人 Y 1 学園は、申立人 X 2 組合の組合員である申立人 X 1 を平成 30 年 4 月 1 日までに B 2 高校女子バレーボール部の監督としなければならない。
- 3 被申立人 Y 1 学園は、本命令書受領の日から 7 日以内に、申立人 X 1 及び申立人 X 2 組合に対し、下記内容の文書を手交しなければならない。

## 記

年 月 日

X 1 様

Y 1 学園

理事長 B 1

平成 27 年 4 月 1 日に X 1 教諭に対しけん責処分及び謹慎処分を行ったこと、同日に X 1 教諭を女子バレーボール部監督から外したこと及び学園において X 1 教諭に対し平成 26 年 10 月 21 日に「組合に入れば、本部から女子バレー部が強化指定部から外される。顧問からも外される。」、平成 27 年 3 月 21 日に「組合に入って強化指定部なんて持てるわけないだろう。」との趣旨の発言を行ったことについて、新潟県労働委員会において労働組合法第 7 条第 1 号及び第 3 号に該当する不当労働行為と認定されました。

よって、ここにその責任を認めて謝罪し、再びこのようなことを繰り返さないよう誓います。

年 月 日

X 2 組合

執行委員長 A 1 様

Y 1 学園

理事長 B 1

平成 27 年 4 月 1 日に X 1 教諭に対しけん責処分及び謹慎処分を行ったこと、同日に X 1 教諭を女子バレーボール部監督から外したこと及び学園において X 1 教諭に対し平成 26 年 10 月 21 日に「組合に入れば、本部から女子バレー部が強化指定部から外される。顧問からも外される。」、平成 27 年 3 月 21 日に「組合に入って強化指定部なんて持てるわけないだろう。」との趣旨の発言を行ったことについて、新潟県労働委員会において労働組合法第 7 条第 1 号及び第 3 号に該当する不当労働行為と認定されました。

よって、ここにその責任を認めて謝罪し、再びこのようなことを繰り返さないよう誓います。

(注：年月日は手交の日を記載すること。)

4 申立人らのその余の申立ては、これを棄却する。

## 理 由

### 第1 事案の概要等

#### 1 事案の概要

本件は、被申立人Y1学園（以下「学園」という。）が①平成27年4月1日（以下「平成」の元号を省略する。）付けで、申立人X2組合（以下「組合」という。）の組合員である申立人X1（以下「X1教員」という。）に対して行ったけん責処分及び謹慎処分、②同日、X1教員をB2高校（以下「B2高校」という。）の女子バレーボール部監督から外したことが労働組合法（以下「労組法」という。）第7条第1号及び第3号の規定に該当する不当労働行為であり、③X1教員に対する26年10月21日のB3教頭（以下「B3教頭」という。）の発言及び27年3月21日のB4校長（以下「B4校長」という。）の発言が労組法第7条第3号の規定に該当する不当労働行為であるとして、同年10月16日X1教員及び組合から当委員会に対して救済申立てがなされた事案である。

救済申立て後、申立人らから28年7月5日付けで請求の趣旨の変更申立書が提出され、学園がX1教員を28年度の女子バレーボール部顧問から外したことが労組法第7条第4号の規定に該当する不当労働行為であるとして、申立人らから当委員会に対して追加の申立てがあった。

#### 2 請求する救済内容の趣旨

- (1) X1教員に対して行った27年4月1日付けのけん責処分及び謹慎処分の撤回
- (2) X1教員をB2高校女子バレーボール部の顧問に就任させ、監督とすること
- (3) 組合及びX1教員に対する謝罪文の手交及び掲示

#### 3 本件の争点

- (1) 27年4月1日付けのX1教員に対するけん責処分及び謹慎処分は、労働組合の組合員であること又は組合活動を理由とした使用者による不利益取扱いに該当するか。

また、労働組合の運営に対する支配介入に該当するか。(争点1)

- (2) 27年4月1日にX1教員がB2高校女子バレーボール部監督から外れたことは、労働組合の組合員であること又は組合活動を理由とした使用者による不利益取扱いに該当するか。また、労働組合の運営に対する支配介入に該当するか。(争点2)
- (3) 26年10月21日のB3教頭のX1教員に対する発言及び27年3月21日のB4校長によるX1教員に対する発言は、労働組合の運営に対する支配介入に該当するか。(争点3)
- (4) X1教員がB2高校女子バレーボール部顧問から外されたことは、申立人らが27年10月16日に本件申立てをしたことを理由とする不利益取扱いに該当するか。(争点4)

## 第2 当事者の主張の要旨

### 1 申立人らの主張

#### (1) けん責処分及び謹慎処分

##### ア 処分事由

学園は、①26年1月19日、女子バレーボール部の遠征のためC1高校(以下「C1高校」という。)に出かけた際、試合のセットの間に、部員であるC2(以下「C2部員」という。)を同校のステージに立たせたいうで「新潟県男好き代表」と呼んだ、②同年9月22日後の秋頃に部員らを「気持ち悪い。」などと呼んだ、③X1教員によるC2部員への指導(食事に連れて行ったこと、深夜にわたって施錠した車中で指導したこと等)について、隠蔽工作ととられる行為(C2部員の母親に自己を弁護する内容の手紙を校長宛に書いてもらうため、C3保護者会長とともにC2部員の母親をC4店に呼び出し、手紙の案となるメールを送り、意に反してB4校長宛の手紙を書かせる)を行った、との3点を処分事由としてけん責処分及び謹慎処分を行った。

しかし、①については事実がなかった。②については、X1教員は個々の部員の容姿などに関し気持ち悪いと言ったことはない。練習の雰囲気について言ったことはあるが、それが懲戒に値する発言とは思われない。③については、C2部員の母親をC4店に呼び出したのはC3保護者会長であり、C4店でX1教員が手紙を書いてほしいと依頼したことはない。C3保護者会長の依頼に対しC2部

員の母親が手紙を書くことを拒否したことはないし、C3保護者会長らが強要したこともない。

このように懲戒事由とされた事実は存在しない。

#### イ 処分に至るまでの調査

学園はC2部員の母親の話をきっかけに事態を把握し、部員から裏付けのための聴き取り調査を行い、事実があることを認めたと主張するが、X1教員の厳しい指導に反発を感じていた一部部員からのみ行っており、極めて偏頗なものであった。

また、学園による再調査は、X1教員に不利な供述をすることが想定される5名の一部部員のみを対象としたものであり、到底公平な調査とはいえない。

さらに処分事由①に関しては、その場にいたA2教員に事実確認をしておらず、処分事由③に関しては、C3保護者会長から事情を聴くこともしていない。学園は強いてX1教員を処分したいとの思いから極めて不十分な調査しかしていない。

また、X1教員は懲罰委員会にかけられたが、懲罰委員会に組合の立会いが認められず、X1教員による録音も認められなかった。組合の立会い及び録音は、言った言わないになることを防ぐ有効な手法であり、不当な圧迫的聴き取りを防止するという意味合いもあり、弊害も考えにくい。それにもかかわらず組合の立会い及び録音を認めなかったことは不適正というほかない。

#### ウ 処分の均衡性・相当性

学園は、X1教員が組合員だとわかる前の行動については懲戒にしなかった。また、他の教員が生徒を殴った案件も懲戒処分となっていないにもかかわらず、X1教員が懲戒処分を受けたのは明らかにアンバランスである。

本件懲戒処分は学園の「就業規定」の65条の懲戒免職に該当するようなケースだと認定されている。また、「就業規定」上、1年以内にけん責が連続すると懲戒免職とされることになっている。これらは極めて不相当な処分である。

#### エ 支配介入

処分に合理的理由はないところ、組合員であるが故にそのような懲戒処分がなされるということになると、組合員及び組合員になろうとする者が恐怖心を覚え、組合の結成・運営に多大な悪影響を与えることは自明である。よって、処分が支配介入に該当することは明らかである。

(2) 女子バレーボール部監督から外れたこと

ア 監督から外したのは学園による処分であること

学園は27年4月1日、X1教員を女子バレーボール部監督から外す処分をした。

学園は、部活動の監督は顧問同士で話し合っていて決めており、学園に権限がないと主張するが、X1教員においてもこれまで顧問同士の話し合いによって監督を決めたことはなく、基本的にはそれぞれの部活動の第1顧問になることになっている。学園は第1顧問を決めることで監督を決めている。

また、同日15時25分、B4校長は、校長室でX1教員に対し、練習とかを決めたり、試合で指示をするのはすべてC5先生で、と指示をしている。学園ではB4校長が顧問の役割を決めている。

イ 監督から外す合理性

X1教員は、大学時代には全日本選手権にも出場し、強豪校であるC6大学の大学院でバレーボールチームに所属し、指導スタッフとしてVリーグや天皇杯の試合にまで帯同するという、バレーボール指導者としてふさわしい経験を有している。X1教員の指導の下、女子バレーボール部は赫々たる成果をあげてきており、27年3月の全国大会では全国9位となっている。

しかし、X1教員が監督から外れた後に行われた28年の上記と同じ大会においては、前年が全国9位だったのに地方予選一回戦敗退という惨憺たる結果であった。

また、部員や保護者は、X1教員による指導を期待していた。X1教員が監督から外され女子バレーボール部から距離を置かされたことから、3名の2年生部員が退部し、多くの3年生部員が部活動を続けることをやめた。

これらのことから、X1教員を監督から外す合理性はない。

ウ 支配介入に当たること

26年度にX1教員が女子バレーボール部を全日本バレーボール高等学校選手権大会予選準優勝に導き、生徒からしたわれていたこと、X1教員が監督から外され女子バレーボール部から距離を置かされたことから退部し、あるいは部活動参加をやめた生徒が続出したことを考えると、明らかに不合理な処分であった。よって、けん責処分及び謹慎処分と同様に、労働組合の結成・運営に対する支配介

入に該当する。

(3) B 3 教頭及び B 4 校長の発言

ア B 3 教頭の発言

26 年 10 月 21 日、B 3 教頭は X 1 教員に、「なぜ学園の反協力組織に入ったのか?」、「組合に入れば、本部から女子バレー部が強化指定部から外される。顧問からも外される」などと発言した。これらは明らかな組合の結成・運営に対する支配介入行為である。

学園は、B 3 教頭は X 1 教員との個人的な関係に基づいて、アドバイスとして個人的見解を伝えた旨主張するが、教務室内の教頭の机のところで当該発言をしているのであり、教頭としての立場で発言している。個人的な立場からの発言ではない。

イ B 4 校長の発言

27 年 3 月 21 日、B 4 校長が X 1 教員を校長室に呼び出し、同月 26 日に懲罰委員会を開くことを告げた。その際、B 4 校長は X 1 教員に対して「組合に入って強化指定部なんて持てるわけないだろう」などと発言した。これらは明らかな組合の結成・運営に対する支配介入行為である。

(4) 女子バレーボール部顧問から外れたこと

ア 申立てをしたことを理由とした不利益取扱い

28 年 3 月 8 日、学園は「平成 28 年度部活動顧問一覧」を発表し、X 1 教員は、女子バレーボール部の顧問を外され、全く専門外の水泳部の第 3 顧問にされていた。

申立人らは、学園が X 1 教員を女子バレーボール部の監督から外したことについて、組合員であることを理由とする不利益取扱いであり、不当労働行為に該当すると主張立証してきた。このような状況の中で、学園が X 1 教員を女子バレーボール部の顧問からも外したことは、X 1 教員が申立てをしたことに対する不利益取扱いである。

イ 顧問から外す合理性

X 1 教員には水泳の経験はなかった。また、水泳部員は 8 名程度、女子バレー

ボール部員は20名程度である一方、女子バレーボール部顧問は2名、水泳部顧問は3名で、水泳部の顧問は過剰であった。さらに水泳部の第2顧問であった教員は、このとき水泳部顧問を外されている。X1教員は女子バレーボール部を希望していたのに、わざわざ水泳部顧問にする必然性はなかった。

X1教員が部活動に来なくなったことで、女子バレーボール部は弱体化している。また、女子バレーボール部員が転学、引退するなどして、女子バレーボール部から離れている。

これらのことからX1教員を女子バレーボール部顧問から外す合理性はない。

## 2 被申立人の主張

### (1) けん責処分及び謹慎処分

#### ア 処分事由

27年4月1日に、学園はX1教員をけん責処分とし、謹慎を附加した。

#### (ア) 処分事由①

他の機会にC2部員に対して男好きと言ったことをX1教員が自ら述べたこと及びC1高校への遠征における出来事についての供述態度並びにC2部員はX1教員から前記の言動をされたことを切実に訴えており、他の部員もその様子を目撃したと明確に述べていたことから、処分事由①は事実である。

#### (イ) 処分事由②

X1教員は懲罰委員会において、気持ち悪いという言葉だけでなく、「きもい」という表現は使用していないことを頻りに繰り返す等、端的な回答を避ける態度を示し、誤魔化そうとする姿勢であった。他方、部員は、X1教員の気持ち悪いという発言について「気持ち悪いから近寄るな。」「きもいからあっち行け」、「気持ち悪い、<sup>(ママ)</sup>連いて来るな。」「部員に対して、『気持ち悪い』と言っていた」と明確に述べている。

これらによれば、気持ち悪い等の言葉は、個人に対して発せられていたものと言わざるを得ない。

生徒は「言われた場面は、練習試合や県外遠征のとき、身近な人がいないときに言われたことが多かったです。」とも述べているほか、X1教員はC1高校に行くと、言葉遣いが悪くなるとC2部員及びC3保護者会長が述べており、

X 1 教員が部員達の人格を侮蔑する発言をしたという処分事由②の事実が裏づけられている。

(ウ) 処分事由③

C 2 部員の母親及びX 1 教員からの聴き取りから、X 1 教員は 26 年 11 月の全日本バレーボール高等学校選手権大会予選前に監督を外されることがないようにという考えから、母親に対し、B 4 校長宛てに X 1 教員を弁護する内容の手紙を書くことを希望していたこと、そのために C 3 保護者会長及び A 1 教員と共に、母親に会いに行き、手紙を書くよう頼んだこと、その後、母親に対して、手紙を出したか否か確認したり、早く出すよう催促をしたこと、母親から書くことが分からないため文案を求められ、母親が丸写しをするという認識を持ちながら文案を送ったこと、母親は文案のとおり手紙を作成して B 4 校長宛てに送り、X 1 教員からは、写しを求められたうえ、B 4 校長には言わないよう口止めをされたこと及びこれら一連の X 1 教員の動きによって、母親は X 1 教員が裏工作をしているという印象を受けたことが認められる。よって、処分事由③は事実である。

イ 処分に至るまでの調査

学園は、27 年 3 月 10 日、C 2 部員の母親から、C 2 部員が X 1 教員から処分事由①及び②のことを言われていることを聴いた。これをきっかけに、同月 12 日、C 2 部員から詳細を聴き取り、他の部員にも裏付けのための聴き取り調査を行い、処分事由①及び②に該当する事実があることを認めた。

同年 4 月 30 日の団体交渉において、組合が再調査を要請したので、学園と組合は、相互に再調査することになったが、部員にとって精神的負担となること及び一旦落ち着いている事態を蒸し返すこととなり、X 1 教員にとっても不利益となると判断したことから、5 名の部員にとどめた。再調査でも処分事由①及び②については事実であることが確認されている。

また、処分事由③については、C 2 部員の母親からの聴き取りで事実を認めた。

懲罰委員会については、聴取対象者の弁明を聴くに当たり、他者の立会い及び対象者からの録音は、懲罰委員会規程上規定されていない。懲罰委員会は、処分する側である学園が聴取対象者の弁明を聴くために行われるものであるから、他者の立会いは想定されておらず、聴取対象者が組合員、非組合員にかかわらず、

その手続きに他者を立ち会わせた例はない。懲罰委員会において、X 1 教員も、一般的ないし合理的な要望でないことを認めている。

#### ウ 処分の相当性

けん責は、学園が設ける懲戒処分の内容のうち 2 番目に軽い。処分事由①から③はそれぞれ懲戒免職事由に該当しているが、X 1 教員は懲戒処分を受けるのは初めてであるため、けん責に留めたものである。そして、X 1 教員のそれまでの問題行動の多さを踏まえて、言動に留意して生活することを促すという考えにより、1 年間の謹慎を附加したものである。処分には合理的な理由があり、相当性を欠いていることはない。

#### エ 支配介入

申立人らは、争点 1 から 3 の学園の各行為が組合に対する支配介入となること、すなわち、客観的に組合を弱体化させたことについて、何ら具体的な事実を主張、立証していない。学園は組合を弱体化させてはならず、支配介入に該当しない。

### (2) 女子バレーボール部監督から外れたこと

#### ア 監督を決める権限

部活動の顧問中、その中の誰を監督にするかについては、学園に権限はない。顧問同士で相談をして決めているからである。

#### イ 監督から外れた理由

顧問の中から選ばれる監督も本校の教員である以上、問題を起こした場合、特に保護者や部員との関係に関連するものであるときは、当該部の指導を差し控えるよう指示することがあるのは当然である。

27 年 4 月 1 日の X 1 教員に対するけん責処分及び謹慎処分の事由は、いずれも女子バレーボール部の部員及びその保護者に対する言動が問題となったものであり、X 1 教員が同部において監督をすることは適切でない。X 1 教員は 26 年 4 月にも同年 3 月の保護者からのクレームが原因で監督を外れており、監督として不適切な言動や問題があれば監督から外れることはある。このことから組合員であることを理由に監督から外れたものではない。

### (3) B 3 教頭及び B 4 校長の発言

#### ア B 3 教頭の発言

申立人らが主張する、B 3 教頭の「なぜ学園の反協力組織に入ったのか?」、「組合に入れば、本部から女子バレー部が強化指定部から外される。顧問からも外される」との発言があったことを否認する。当該発言があったとするのはX 1 教員のみで、当該供述以外に証拠はない。当該発言があったことを示す客観的証拠はない。

そのときB 3 教頭はX 1 教員に対して、X 1 教員との従来の個人的な関係に基づいて、一同僚として今までと同じように、アドバイスとして個人的見解を伝える発言をした。

#### イ B 4 校長の発言

申立人らが主張する、B 4 校長の「組合に入って強化指定部なんて持てるわけないだろう」との発言があったことを否認する。当該発言があったとするのはX 1 教員のみで、B 4 校長は当該発言があったことを否定しており、当該発言の存在は立証されていない。

そのときB 4 校長はX 1 教員に対して、反省と改善を促し、X 1 教員が強化指定部を持つにふさわしくないという趣旨の発言をし、強化指定部の監督の適性として、まずは、自身の反省すべき点に向き合う姿勢の重要性を伝えようとした。その根拠として、再三の指導にもかかわらず、責任転嫁をするなど反省する姿勢がないというX 1 教員の性格や態度を指摘したのであり、組合に関する話題ではなかった。組合を否定する趣旨など一切ない。

#### (4) 女子バレーボール部顧問から外れたこと

X 1 教員が女子バレーボール部の顧問から外れたのは27年4月15日である。

部員の保護者からのメール、部員からの抗議に加えて、同月14日にX 1 教員に対して部員の指導拒否という出来事があったことから、B 4 校長は同月15日、「部員が『駐車場にX 1 先生の車が駐めてあるのを見るのすら嫌だ』と言っているので、今後は、バレー部の練習に行かないように」と伝えて顧問を外している。

このことは同年5月頃に作成の学校要覧の顧問欄にX 1 教員の名前がないことから明らかである。

### 第3 当委員会の認定した事実

#### 1 当事者等

##### (1) X 1 教員と女子バレーボール部

ア X 1 教員は、21 年 4 月に非常勤講師として学園に採用され、22 年 4 月に教諭となった。26 年 1 月 7 日に組合に加入し、後述の中央労働委員会での和解後に組合が学園に通知した唯一の組合員である。

(争いのない事実、甲 76、77、A 3 証言 64～65、261～272 項、X 1 証言 11 項)

イ X 1 教員は学生時代、C 6 大学大学院のバレーボールチームに所属していた。当時女子バレーボール部の顧問をしていた C 7 教員の紹介により B 2 高校に採用され、23 年度は C 7 教員の退職に伴い、女子バレーボール部の監督となった。

(争いのない事実、甲 42、77、B 3 証言 4、6、14、107～108 項)

ウ B 2 高校の女子バレーボール部の部員数は、X 1 教員が監督を務めていた頃は 30 名弱であり、28 年 4 月時点では約 20 名であった。

(X 1 証言 86 項)

##### (2) 組合

組合は、昭和 38 年に結成され、学園が経営する B 2 高校の管理職を除く常勤の教員及び職員から構成される労働組合で、本件申立て時の組合員数は 12 名である。

(争いのない事実)

##### (3) 学園

学園は、大正 10 年 4 月 23 日に設立された学校法人である。3 年 2 月 19 日に B 5 大学と提携し、6 年 4 月に法人の名称を現在の Y 1 学園に改め、B 2 高校を経営している。また、学園において、校長及び教頭は管理職である。

(争いのない事実)

#### 2 これまでの不当労働行為申立て事件

##### (1) 初審

19 年 3 月 20 日、組合、組合の上部団体及び組合員 9 名から当委員会に対して不当労働行為救済申立てがなされた（平成 19 年(不)第 1 号 Y 1 学園事件）。また、同



長宛に書いて貰うため、その案となるメールを送り、あたかも前記行為につき隠蔽工作と受け取られる行為を行い、その結果、母親からは同年11月14日付けで、メールと同一内容の手紙が本校に郵送されてきた。」

(注：「同年」は平成26年、「同部」は女子バレーボール部を指す。)

(甲10、乙8)

イ 処分事由がけん責処分及び謹慎処分に該当する理由として、処分の通知書に次のとおり記載されている。

「3 貴職の前記1の①の発言は、相手の意に反して性的に不快の念や不安な状態に陥れる言動であり、人格及び基本的人権尊重の本学園の教育理念に反するものであり、同②の発言は、部員達の人格を侮蔑することが明らかな言動であって、貴職の前記弁明書において誓約した内容にも反するものである。また、同③の行為は、C2の母親に対し、貴職が「一生懸命裏工作をしている。」との印象を抱かせるものでもあり、教員としての体面を汚し保護者の本校に対する信頼をも損うものでもある。

4 貴職の前記1の①及び②の行為は就業規則前文の精神及び3条、9条10号、17号に反しており、同規則65条12号に該当し、同③の行為は同条4号、5号、6号、12号に該当するところ、貴職は、これまで口頭による注意は繰り返し受けてきたものの、懲戒処分としては今回が初めてであることから、貴職の前記各行為と処分との均衡に配慮して、今回は、同規則65条但書後段を適用することとし、同規則64条2号のけん責処分に付し、同条6号の謹慎を附加することとする。」

(甲10、乙8)

ウ 27年4月5日、X1教員は学園に対して始末書を提出した。始末書に書かれた内容は次のとおりであった。

「通知書に記載されている内容について

①について、事実ではありません。

②について、バレーボールの練習の雰囲気の評したものであり、事実誤認です。

③について、自己を弁護する内容の手紙を校長宛てに書いて貰うためという

記載があります。これについて手紙を書くことを提案したのは女子バレーボール部のC3保護者会長であり、私も隠蔽工作をしたわけではありません。例文を送った経緯も、C4店にC3保護者会長について行った日から2週間くらいたったときに、C2さんの母親から、「例文のようなものを送って下さい」と頼まれたので、「事実と異なること、納得できないことは絶対に書かないでください」と何度も話をし確認したうえで、メールを送ったというのが事実です。このように、決して例文通りに手紙を書くことを強要したわけではありません。C2さんの母親から、例文を送るよう頼まれたとき私は困惑したほどです。なお手紙を書いたのも郵送したのもC2さんの母親です。

また、C2を食事に連れて行ったという記載がありますが、これはC2さんの母親から頼まれたため連れて行ったものです。さらに深夜にわたって施錠した車中で指導したことという記載もありますが、事実ではありません。

以上のように懲戒理由に事実誤認があるため、この懲戒処分は納得することができません。

なお、今後この件につきましては、X2組合に委任します。

以上」

(甲11)

## (2) 処分事由①に関する事実

ア 26年1月19日、B2高校女子バレーボール部はC1高校に遠征し、練習試合を行った。同部のC2部員は、練習試合のプレーで他校のバレーボール部員にけがをさせ、X1教員はC2部員に指導をした。

(乙7の1、7の2、A2証言88項、X1証言131、133、139項)

イ 25年度(C2部員が1年生当時)、X1教員はC2部員のクラスの担任であった。そのときX1教員は、C2部員がパンの購入で、男子生徒からお金を借りていて授業に遅れたということを聞いたので、放課後に、「それっておまえいいの、そんな男好きだと俺思わなかったんだけど」又は「男好きなのかよ」とC2部員に言った。

(乙7の1、7の2、X1証言245～247、250～254項)

(3) 処分事由②に関する事実

26年9月22日以降、X1教員は女子バレーボール部の部活動中に「気持ち悪い」と言ったことはある。

(乙7の1、7の2、9、X1証言143項)

(4) 処分事由③に関する事実

ア 26年3月23日、X1教員の女子バレーボール部に関する部員への指導(X1教員の車の中で部員を指導したこと等)をめぐってX1教員に対して一部の親から学園にクレームがあった。クレームはC8部員の父親とC2部員の母親によるものだった。

(争いのない事実、B3証言56～58項、B4証言90項)

イ 26年3月28日、B4校長がX1教員に対して事実確認を行った。B4校長は、当該指導について、寮の玄関などで話せばいいのではないかと、言ったところ、X1教員は「分かりました」と述べた。

(争いのない事実)

ウ 26年9月22日、B6法律事務所のB7弁護士が来校した。X1教員は呼び出され、B8事務長とB7弁護士同席の下、X1教員による部員への指導に関するB7弁護士作成の弁明書に署名・捺印をした。X1教員は途中でB4校長に電話をかけ、懲戒処分の有無を尋ねると「それはない」と言われた。実際にこの件を理由としてX1教員に対する懲戒処分はなされなかった。

(争いのない事実、乙5)

エ 26年9月29日、組合は学園に対し、弁明書を理由にX1教員を処分しないこと及び部活動を含む教育活動に不利益な処遇をしないことを求める申入書を提出した。組合はこの申入書で初めてX1教員が組合員であることを学園に通知した。

(争いのない事実、甲2、A3証言261～272項)

オ 26年10月16日、9月29日の申入書への学園の回答が組合に届き、そこには、X1教員の処分は懲罰委員会で審査し決定する内容が記載されていた。

(争いのない事実、甲3)

カ 26年10月23日又は24日、X1教員、C3保護者会長及び組合のA1執行委員長の名で、C4店においてC2部員の母親に会った。そこで、C3保護者会

長から、C 2 部員の母親が校長に手紙を送ることについて提案があった。

(B 9 証言 250 項、X 1 証言 149～153 項)

キ C 4 店での面談の後日、C 2 部員の母親は、X 1 教員にメールをくださいと言った。C 2 部員の母親は「丸写しみたいになってしまうんですけど、いいんでしょうか。」のようなことを言っていた。

(争いのない事実、乙 7 の 1、X 1 証言 323～327 項)

ク 26 年 11 月上旬、X 1 教員はC 2 部員の母親に手紙の文案となるメールを送った。

(乙 7 の 1、7 の 2、X 1 証言 176 項)

ケ 26 年 11 月 14 日、C 2 部員の母親からB 4 校長宛の手紙が学園に届いた。手紙の内容は次のとおりであった。

「日頃よりご指導ありがとうございます。

この度は感謝の気持ちと謝罪をさせていただきたく書面を送らせていただきました。

先日行われた春高予選では、学校から応援バスを出していただくなど様々な面で全面的なご協力をいただき誠に感謝しております。また、X 1 先生を監督に戻していただきありがとうございました。校長先生のご配慮のおかげで準優勝することができ、親子共々喜んでおります。

今、X 1 先生の指導は何の問題もなく、娘の一時的<sup>(ママ)</sup>は反抗から春からの混乱を招いてしまったと思っています。私は娘のそばについていられない事からX 1 先生に「全てお任せします。」と電話やメールをしてきました。だからこそX 1 先生は娘に対して人一倍親身になって指導してくれたと思います。寮前の車中での指導は寮が男子禁制であること、また娘がしたことが寮内の部員に知られてしまうことをX 1 先生が配慮してくれたものでした。指導する前もX 1 先生は電話で指導内容を説明してくれました。このようにX 1 先生は、何を指導する時も丁寧に意図を説明してくれていました。また、家庭環境により寮費の振り込みのために遅くなり、寮の食事が食べることができない日はX 1 先生に食事をお願いし対応してくれたことに感謝し安心して寮に預けることができました。

このようにX 1 先生は親身になって指導して下さったにも関わらず、全国を目

指す部活の顧問として<sup>(ママ)</sup>としての必要な厳しい指導に対し、まだまだ子供の娘が一時的な反抗をしてしまいました。そして私も少なからずそれを抑えきれず事を大きくしてしまったことを反省しております。娘も深く反省し親子共々「X1先生しかいない」と強く思っていますし、X1先生が戻ったことを今では心底喜び「X1先生に恩返しする」と努力しています。

母である私自身もX1先生に依存しすぎていたことにも反省しています。私の親としての要望を応えようとしてくれたために、X1先生には無理をさせてしまいました。

X1先生は、半年以上もこの件で身を引き裂かれるような日々を我慢して送ったと思います。それを娘も私も悔やんでおり、娘は「X1先生を今度こそ春高に連れて行く」と強く決意しています。

校長先生には、ご心配と貴重なお時間をとらせてしまい、大変申し訳なく思っております。本当にすみませんでした。

最後になりますが、女子バレーボール部のためにより一層のご配慮とご指導をよろしくお願いいたします。

平成 26 年 11 月 14 日

C 9」

(甲 6、乙 6)

(5) 処分事由①、②についての調査

ア 27年3月12日、B9教頭は女子バレーボール部のC10部員及びC8部員から聴き取りをした。そこでC10部員は、インフルエンザで26年1月19日のC1高校への遠征には参加していないと話をしていた。

(乙11の5、B9証言68～71、212～214、300～303、308、321～331項)

イ 27年3月12日、B4校長はC2部員から聴き取りをした。

(乙30、B9証言190-191、215-216項、B4証言171項)

ウ 学園においては、部活動で県外に出るような場合には、どの教員が行くのかについて校長に届け出るようになっており、学園としては同行者が誰であるか調べるのは難しくはなかった。しかし、学園としては、生徒に対する調査及びX1教

員からの懲罰委員会での聴き取りで十分と判断したため、同行者が誰であるかは調べなかった。そして、女子バレーボール部顧問であり、26年1月19日のC1高校への遠征にも同行していたA2教員を含む職員等からは聴き取りをしなかった。

(B9証言270～274項、A2証言95項、B4証言458～463項)

(6) 処分事由③についての調査

ア 27年2月23日、C2部員の母親からB4校長に連絡があり、手紙を出すに至った経過について話があった。

(B9証言25～26項、B4証言160～163項、X1証言181項)

イ 27年2月26日、B4校長及びB9教頭がX1教員から聴き取りをした。そこでX1教員は、C2部員の母親に手紙の文案をメールで送ったことを認めた。また、X1教員は、C2部員の母親に対して事実ではないことを書く必要はないと伝えたことを述べた。

(争いのない事実)

ウ 27年2月26日午後9時半、C2部員の母親にB4校長から確認の電話をした。

(乙30、B9証言29項)

エ 27年2月末、B9教頭はC3保護者会長から事情を聴取した。C3保護者会長は、手紙を書くのは自身の発案である旨回答した。なお、同年4月1日のX1教員に対する処分以前に、B4校長はC3保護者会長から話を聴いていない。

(B9証言248～254、256項、B4証言452～457項)

オ 27年3月10日、B4校長の指示を受け、B9教頭がC2部員の母親から電話で聴き取りをした。

(B9証言35～64項、B4証言166～168項)

(7) 懲罰委員会

ア 27年3月21日、B4校長はX1教員を校長室に呼び、同月26日に懲罰委員会を開くことを告げた。同日、組合はX1教員を懲戒処分しないこと、X1教員を女子バレーボール部の監督から外さないこと、女子バレーボール部を強化指定部から外さないこと及び本件について組合を通すこと等を求める申入書を提出した。

(争いのない事実、甲6)

イ 27年3月26日、懲罰委員会が行われた。懲罰委員会の委員としてB4校長、B9教頭、B3教頭及びB8事務長が出席し、事情聴取対象者としてX1教員が出席した。懲罰委員会で聴かれた内容は保護者から学園に来たX1教員をかばう内容の手紙をX1教員が書かせたこと及び部活動の指導で不適切な言動があったことについてであり、X1教員に対してB4校長が尋問する形で進められた。時間にして2時間40分であった。学園側は録音をしたが、X1教員の録音は禁止された。懲罰委員会への組合の執行委員長及び書記長の参加を学園は認めなかった。

懲罰委員会においてX1教員は、C1高校へ遠征に行った際にC2部員をステージに立たせたかについては「細かく覚えていない」と回答し、同遠征時にC2部員に「新潟県男好き代表」又は「男好き」と言ったかについては「思い出せない」と回答した。

また、X1教員は部員や生徒に「気持ち悪い」と言ったかについては「思い出せない」と回答した。

さらに、X1教員はC3保護者会長とともにC4店でC2部員の母親に会ったこと、C2部員の母親から手紙の文案をメールで送ってほしいとお願いされたこと、C2部員の母親から「丸写しみたいになってしまうんですけども、いいんでしょうか」と言われたこと及びC2部員の母親に文案をメールで送ったことを認めた。一方で、X1教員はC4店にC2部員の母親を呼び出して手紙を書くことについて依頼したのはC3保護者会長であること、C4店でX1教員のノートに文案が書いてあったということはなかったこと、C2部員の母親からのお願いに対し「事実と異なることは絶対に書かないでください」と伝えたこと、C2部員の母親による手紙がX1教員の文案の丸写しではないことを述べた。

(争いのない事実、甲8、乙7の1、7の2)

ウ 「Y1学園 懲罰委員会規程」には次のとおり規定されている。

「(目的)

第1条 この規程は、Y1学園の教職員の懲罰に関して審議する委員会の必要事項を定めることを目的とする。

2 懲罰は、慎重公正を期して懲罰委員会が審議に当たり、理事会がこれを決定

し、理事長が執行する。

第2条 教職員の懲罰を審議する委員会の委員は、次のとおりとする。

- (1) 校長
- (2) 教頭
- (3) 事務長
- (4) 校長が指名した者

2 校長は、その委員長となり、同委員会を統率するものとする。

附則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。」

(乙3)

(8) 処分事由に関する関係者の認識等

ア 26年度にB2高校に入学し、女子バレーボール部に入部するC11の父親であるC12は、26年1月19日のC1高校での練習及び練習試合を見学したが、X1教員がC2部員をステージに立たせ、「新潟県男好き代表」と呼ぶという状況は目撃しなかった。

(C12証言46～48項)

イ 女子バレーボール部顧問のA2教員は、26年1月19日のC1高校への遠征に同行し、トイレに行った時間などを除き、練習及び練習試合の際に体育館にいたが、X1教員がC2部員をステージに立たせ、「新潟県男好き代表」と呼ぶという状況は目撃しなかった。

(A2証言91～94、117～118、271、282、287～289項)

ウ X1教員の懲戒処分後の27年4月30日に団体交渉を行った結果、学園と組合はそれぞれ再調査をすることになった。学園は女子バレーボール部の部員5名(C2、C13、C14、C15、C10)からアンケート(27年5月27日付け)をとった。アンケートには質問が4つ設定されており、処分事由①の「新潟県男好き代表」発言及び処分事由②の「気持ち悪い。」発言についての質問と、それに対する部員の回答は次のとおりであった。

○アンケートで設定された質問(処分事由に関連する2問)

「X1先生の言動（質問1、2、3）について、その様なことが「あった」のか、「なかった」のか。「あった」場合は、その時の様子（状況）を教えてください。」

「質問 1 平成26年1月19日、遠征のためC1高校に出かけた際、C2さんを体育館ステージに立たせたうえで「新潟県男好き代表」と呼び、また、他の機会においてもC2さんに対して「男好き。」と呼ぶなどしていた。」

「質問 2 平成26年9月22日後の秋ころ、部員らを「気持ち悪い。」、あるいは「きもい。」などと呼んでいた。」

#### ○C2部員の回答

##### ・質問 1

「セット間で、「新潟県男好き代表」として大きな声を出してみろ。という感じで言われた。1月29日の遠征前も、練習中に「男好き」と言われていた。」

##### ・質問 2

「「気持ち悪い」、「きもい」は頻繁に。「気持ち悪い、<sup>(ママ)</sup>連いて来るな。」など。」

#### ○C13部員の回答

##### ・質問 1

「ありました。ステージの上に立たせ、X1先生がステージの下から「男好き」や「新潟県男好き代表」などと言っていた。」

##### ・質問 2

「日時ははっきりとは覚えていませんが、部員に対して、「気持ち悪い」と言っていたことはありました。言われた場面は、練習試合や県外遠征のとき、身近な人がいないときに言われたことが多かったです。」

#### ○C14部員の回答

##### ・質問 1

「確かにこのようなことを言われていた記憶があります。(A)をステージの上に立たせて先生がステージの下から周りにも聞えるような声で言っていました。」

##### ・質問 2

「確実な日にちは覚えていないが、練習で怒ったときに気持ち悪いという発言を

していた。」

○C15 部員の回答

・質問 1

「ありました。ステージに立たせてX1先生が「男好き」と言っていた。」

・質問 2

「日時までは覚えていませんが、練習試合のたびに「気持ち悪い」や「汚い」など言っていた。」

○C10 部員の回答

・質問 1

「私はインフルエンザのため休んでいたもので、1月19日に起きたことはあまりよく知りませんが、周りの人から（部員）このようなことがあったと話を聞きました。」

・質問 2

「日時は覚えていませんが、「気持ち悪い」などと言われたことは数回ありました。」

(乙11の1～5)

エ 申立人らは、本件審査中の28年6月に、陳述書を書証として提出した。当該陳述書の作成者は、元B2高校女子バレーボール部員で、陳述書作成時点で既に卒業していたC16、C17及びC10並びにB2高校から転学したC11であった。陳述書には、X1教員の処分事由及び第3の3(8)ウで認定のアンケートに関連して、次のような記載があった。

○C16 陳述書 (28年5月21日付け)

「昨年平成27年4月のあたりに、夕方X1先生から電話がありC16たちが2年生だったときのC1高校との練習試合で俺がC2をステージにあげて新潟県男好き代表と言ったことあったっけ、と聞かれ私は「絶対にないです」と答えました。今振り返ってもそんなことは絶対にありません。」

○C17 陳述書 (28年5月21日付け)

「○平成 26 年 1 月の C 1 高校遠征のとき、生徒をステージに立たせて「新潟県男好き代表」等と呼んだことがあったかどうか。

私も参加していたがこのようなことはなかったです。生徒のことを公に広め、性的不快な思いをさせるように指導したようなこともありません。平成 26 年 1 月以降も C 1 高校には何度も行きましたし、合宿もしました。」

「○平成 26 年秋ごろ生徒達を「気持ち悪い」などと呼び人格否定したことがあったか

このようなこともありません。むしろ X 1 先生はチームを全国大会に出場させるために熱心に指導してくれていました。また、部活だけではなく、バレーを通して生活面や私は勉強との両立も指導していただきとても生徒を大切にしてくださる先生だと思っています。」

○C10 陳述書（28 年 5 月 22 日付け）

「私は平成 28 年 3 月に B 2 高校を卒業しました。女子バレーボール部の部員でした。B 4 校長先生や B 9 先生に言い返すことができず、しかも同級生である C 2 からのプレッシャーで不本意にもアンケートに C 2 に合わせて書いてしまったことを後悔しています。一番世話になっていた X 1 先生に対しても本当に心が痛い思いです。卒業した今、本当の事実を証明したいと思いました。」

「実は私と C13 と C15 は C18 店の椅子で一緒にアンケートを記入したのですが、「どうやって書く？」みたいなノリで覚えてないようなこともあったように合わせて書いてしまいました。」

「校長先生からのアンケートには、X 1 先生が練習中に「気持ち悪い」等と言っていたかというのもありましたが、X 1 先生は練習の質や雰囲気について言っていたことがあっただけで、私達の人格を否定して言ったことはありません。」

○C11 陳述書（28 年 6 月 5 日付け）

「X 1 先生は、練習の雰囲気やレベルを怒るようなことはあっても、人格を否定

する意味での気持ち悪いとか絶対言っていない。」

(甲 61～63、66)

#### 4 女子バレーボール部監督から外れたこと

##### (1) 部活動の顧問及び監督

ア B 2 高校の部活動の顧問は、第 1 顧問から第 3 顧問まであり、B 3 教頭が案を作成し、教員の希望を聴いた上で、教員の中から、学園が決定する。

(争いのない事実)

イ 部活動の監督とは、試合で指揮を執る（ベンチワーク）をする人で、顧問の中から選ばれる。

(B 3 証言 281、299 項、X 1 証言 57～58 項)

##### (2) 27 年 4 月 1 日に X 1 教員が監督から外れたこと

ア 27 年 3 月 16 日、B 4 校長に対して、女子バレーボール部の部員の C 11 の保護者である C 12 が電話をした。

電話の中で、C 11 が C 2 部員から X 1 教員が部活動から外されると聞いたとのことに関して、C 12 は、100%外すということに関して C 2 部員に言ったのかを尋ねたところ、B 4 校長は、言いましたと答え、保護者の手紙や X 1 教員の言動について調査したところ X 1 教員をそのまま顧問にしておくことが難しいということ述べた。

C 12 は、X 1 教員を監督から外さないでほしいこと、適さないとしても 3 年間、今いる生徒が卒業するまでは監督として X 1 教員に面倒を見せてほしいこと、もうワンチャンス与えてほしいこと及び顧問としての力、指導力はないとしても、今の生徒たちが卒業するまでは温かく見守ってほしいことについて B 4 校長に伝えた。

B 4 校長は C 12 に対し、「うちの労働組合は学校の体制に反旗を翻しているそういうところなんですよ」、「強化指導の顧問でありながら、学校から色々と手当てをしてもらっていながら、そういうところに入ってしまっていて」と述べた。

(甲 60、79 の 1、79 の 2、B 4 証言 184～187 項、C 12 証言 16～25、202～204 項)

イ 27 年 4 月 1 日、B 4 校長は、懲戒処分事由になっている部員の苦情が事実で、

正しいことを前提とした判断で、X 1 教員を女子バレーボール部監督から外した。

(B 4 証言 297～300 項、C 12 証言 16～17 項)

ウ B 4 校長はC 5 教員が女子バレーボール部の監督を務めることを決めた。

(B 4 証言 617 項)

## 5 B 3 教頭と B 4 校長による X 1 教員への発言

### (1) B 3 教頭の発言

ア 26 年 10 月 20 日、B 3 教頭は、2 名の教員が教務室の B 3 教頭の席のすぐそばで、「何か X 1 さんが組合へ入ったみたいだよ」、「ああ、いよいよやばいから、組合に助けてもらおうとしているんだね」のような会話をしているのを聞いた。

(甲 35、B 3 証言 63、163、167、191～193 項)

イ 26 年 10 月 21 日の授業の 1 時間目又は 2 時間目の時間帯に、B 3 教頭は、教務室の教頭席において、X 1 教員に対して「お前組合に入ったのか？いったいどういうことなんだ。」、「一体 X 1 どういうことなんだ。お前いま組合に助けを求めている場合じゃないだろ。なにか苦しいことがあれば組合に助けてもらうのか」、「減免が削られるよ、減免が認められなくなるんじゃないの」、「先生がこんなことを組合に頼っていたら、枠なんてもらえないんじゃない。本部がバレー部に枠なんか認めないんじゃないの」と言った。

(甲 35、乙 7 の 1、7 の 2、B 3 証言 62～63 項、X 1 証言 90～91 項)

### (2) B 4 校長の発言

ア 27 年 3 月 21 日、B 4 校長は、X 1 教員を校長室に呼び、同月 26 日に懲罰委員会を開くことを告げた際に、X 1 教員に対して強化指定部に関する発言をした。

(争いのない事実、乙 30)

イ 27 年 4 月 30 日、団体交渉が行われた。この中で、組合の A 3 書記長の「3 月 21 日には、校長先生が、組合に入って強化指定部なんてもてるわけがないだろうとか。3 月 26 日に B 3 教頭が」との話があり、組合嫌悪の発言について議論がされる中で、組合側の出席者から「よろしいですか。あの一まあ、B 3 教頭が退席されたので、校長先生が本当にこういうことを言われたのかどうか。」と問われ、B 4 校長は「いやだから、テープに録ってるんだから、言ってるんでしょ。」と述

べた。

(甲 41)

## 6 女子バレーボール部顧問から外れたこと

### (1) 27年4月14日及び同月15日の出来事

ア 27年4月14日、C19体育館のBコートにおいて、午後4時から午後7時までの練習時間のうち、午後4時35分から午後6時40分までの間、X1教員と部員の話合いがなされ、X1教員は部活動から距離を置いてほしい旨を部員から伝えられた。

そこで部員からX1教員に対して出された主な意見は、部員の扱いに公平性がないこと、X1教員には来てほしくないこと、X1教員は信用できないこと、発言に責任を持ってほしいこと、「余計なことを言うなよ。」という口止めをすること、調子（上っ面）がいいことなどであった。一方、X1教員は「いろいろ気づかせてもらった。」と答えていた。部員は、練習に来てほしくないという意見に対する回答を強く求めたが、X1教員は無言であった。

話合いにはB9教頭、C5教員、A2教員及び外部コーチが立ち会っていた。また、C3保護者会長は体育館のコート外で様子を見ていた。この話合い以降、X1教員は女子バレーボール部とは距離を置くことになった。

(争いのない事実、乙31の1、31の2、B9証言415～416項)

イ 27年4月15日、B4校長はX1教員に対し、「部員が『駐車場にX1先生の車が駐めてあるのを見るのすら嫌だ。』と言っているので、今後は、バレー部の練習に行かないように。」と伝えた。また、顧問一覧表からX1教員の名前が外された。

(争いのない事実)

ウ 27年5月又は6月頃作成の「平成27年度学校要覧」の女子バレーボール部の部活動顧問欄にX1教員の名前はなかった。また、同時期に作成の学校パンフレット中の「指導陣に自信あり」とのページ内で、女子バレーボール部の写真にX1教員は写っていない。

(争いのない事実、甲37、40、乙36)

### (2) 28年度の部活動顧問

28年3月8日、学園は「平成28年度部活動顧問一覧表」を発表した。そこでX1教員は水泳部の第3顧問とされており、女子バレーボール部の第3顧問は空欄となっていた。

(争いのない事実、甲44)

#### 第4 当委員会の判断

1 27年4月1日付けのX1教員に対するけん責処分及び謹慎処分は、労働組合の組合員であること又は組合活動を理由とした使用者による不利益取扱いに該当するか。また、労働組合の運営に対する支配介入に該当するか。(争点1)

(1) 不利益取扱い

ア 処分事由

学園は、27年4月1日付けのX1教員宛ての通知書に記載した処分事由①から③を理由として、X1教員をけん責処分及び謹慎処分に付したと主張する。

学園が主張する処分事由は第3の3(1)アで認定のとおりであり、各処分事由に関して、第3の3(2)から(4)のとおり的事実が認定できる。

一方で、処分事由①については、X1教員がC1高校への遠征においてC2部員を指導したことや、他の場面でX1教員が「男好き」のような発言をしたことは認められるものの、同遠征中にC2部員をステージに立たせ「新潟県男好き代表」と呼んだことについては、その立証によっても明らかではなく、これが事実であったか否かについては判断できない。

処分事由②については、X1教員が部活動中に「気持ち悪い」と発言したことがあることは認められるものの、それが部員個人に対して人格を否定する意味でなされたものであったことについては、その立証によっても明らかではなく、これが事実であったか否かについては判断できない。

処分事由③については、X1教員らがC2部員の母親とC4店で会い、その場でC3保護者会長から手紙の作成の提案があり、X1教員がその案文を送ったことは認められるものの、手紙の作成がC2部員の母親の意に反していたこと、裏工作をしているとの印象を与えたこと及びX1教員が主導していたことについては、その立証によっても明らかではなく、これらが事実であったか否かについては判断できない。

X 1 教員自身は、第 3 の 3 (7) イで認定のとおり、懲罰委員会において処分事由を明確には認めておらず、第 3 の 3 (1) ウで認定のとおり、処分直後の始末書においても処分事由について事実誤認があるとして否認している。さらに第 3 の 3 (8) ア及びイで認定のとおり、26 年 1 月 19 日の C 1 高校への遠征で練習等を見学していた C 12 及び同遠征に同行していた A 2 教員は処分事由①の発言の現場を目撃していない。また、第 3 の 3 (8) ウで認定のとおり、部員のアンケートにおいて X 1 教員の処分事由の存在を肯定する旨の回答もされている一方で、第 3 の 3 (8) エで認定のとおり、元部員の陳述書では処分事由の不存在が述べられており、しかも C 10 の陳述書では、C 10 を含む前述のアンケートの回答者のうち 3 名が「覚えてないようなこともあったように合わせて書いてしまいました」と、学園によるアンケートの信用性を疑わせる内容も述べられている。以上のことから、処分事由の存否自体に疑問を残すものである。

#### イ 処分に至るまでの調査

本件処分に関して、事実を確認するために学園が行った調査は、第 3 の 3 (5) から (7) で認定のとおり、懲罰委員会での X 1 教員からの聴き取りと、処分事由①及び処分事由②については女子バレーボール部の部員からの聴き取り、処分事由③については X 1 教員、C 2 部員の母親及び C 3 保護者会長からの聴き取りである。学園はこれらの調査で処分事由を事実であると認定したと主張し、一方、申立人らは調査が偏っていた又は十分ではなかったと主張する。

学園による部員からの聴き取りは、20～30 名程度の部員のうち、わずか 3 名 (C 2、C 8、C 10) からのみであった。このうち C 10 部員はインフルエンザのため、処分事由①の発言等があったとされる C 1 高校への遠征に行っていない。これらのことから、対象において十分であるといえない。

また、学園は女子バレーボール部顧問であり C 1 高校への遠征に同行していた組合員である A 2 教員から聴き取りをしていない。処分前に A 2 教員から聴き取りをすることについて障害があったとの事情や、あえて聴き取りをしない合理的理由はうかがわれない。

一方、処分前に B 9 教頭が C 3 保護者会長から事情を聴き取り、C 3 保護者会長は手紙を書くのは自身の提案であると話していたことは認められるが、B 4 校長は少なくとも処分前には C 3 保護者会長から事情聴取をしていない。そして処

分においてC 3 保護者会長から聴き取った内容が斟酌された形跡はない。

第3の3(7)イで認定のとおり、懲罰委員会では、X 1 教員は処分事由の大半について明確に認めることはしていない。この点について、学園は、懲罰委員会でX 1 教員が端的な回答をせずにごまかしていたと主張するが、記憶にない事項について明確な回答を避けることは必ずしも不自然とはいえない。そして、X 1 教員が明確に認めていないにもかかわらず、学園は特段の再調査もなく処分に至っている。第3の3(1)ウで認定のとおり、X 1 教員は処分直後の始末書でも処分事由を事実誤認であるとして否認しており、懲戒処分の判断を行うにはやや拙速であったと言わざるを得ない。

申立人らは調査対象が偏頗又は不十分であると主張しているのに対して、学園は処分前に行った部員や保護者に対する調査結果等を記した書類は書証として提出していない（書証として提出されている部員へのアンケートは、処分後の再調査結果である）。懲戒処分は、十分な調査の上、客観的に事実を認定した上で行われるべきものといえ、その処分事由の認定の経過について何らかの形で記録が残されることが望ましい。また、それらは、適切な調査を行ったことの証拠としてふさわしいものである。それにもかかわらず、調査結果等が書証として提出されないことからして、そもそも調査が適切にされていなかったのではないかの疑いを持たざるを得ない。

以上のことから、懲戒処分前に行われた学園による調査は十分なものであったとは言い難い。X 1 教員本人が処分事由を否認しているところ、学園は不十分な調査で事実を認定していることからして、学園の一方的な見解で処分に及んだものと見ることができ、合理性を欠くものであったといえる。

#### ウ 組合員であるが故になされた不利益処分か

第3の4(2)アで認定のとおり、27年3月16日にC12との電話の中で、B4校長は「うちの労働組合は学校の体制に反旗を翻しているそういうところなんですよ」、「強化指導の顧問でありながら、学校から色々と手立てをしてもらっているが、そういうところに入ってしまっていて」と組合に対する嫌悪感をうかがわせる発言をしている。

また、本件争点3の判断として後述するとおり、B3教頭及びB4校長はX1教員に対して、組合に加入していることにより学園から不利益な扱いを受けるこ

とを示唆する発言をしている。

さらに、第3の2で認定のとおり、19、22、23年と続けざまに4件の不当労働行為の救済申立てがなされ、19年の2事件については当委員会から一部救済命令が発出されている。その後、23年12月16日に中央労働委員会で和解し、その余の申立ても取下げられたものの、学園と組合は対立が繰り返されてきたことが認められる。

加えて、第3の1(1)アで認定のとおり、前述の中央労働委員会における和解後、組合が学園に通知した唯一の組合員である。さらに第3の3(4)エで認定のとおり、X1教員が組合員であることを学園に通知したのは26年9月29日のことである。第3の3(4)アからウで認定のとおり、X1教員が組合員であることを学園が認知する前である同年3月に、本件処分事由と同様に、女子バレーボール部の部員に対する指導を巡り、保護者からのクレームを受け、X1教員が事情聴取され、同年9月22日にX1教員が弁明書に署名・捺印するといったことがあったが、この件についてX1教員は懲戒処分には付されていない。一方で、学園はX1教員の組合加入を知った後に、1年以上前のC1高校への遠征での出来事をも引き合いに出し、今回のけん責処分及び謹慎処分に及んでいる。これらのことから、X1教員が組合員であることを認知した学園が組合員であるが故に処分を行ったことが疑われる。

以上のことから、学園は組合を嫌悪していることがうかがわれ、合理性に欠く今回のけん責処分及び謹慎処分も、組合に対する嫌悪の情の表れであると推認することができる。

よって、X1教員に対する27年4月1日付けのけん責処分及び謹慎処分は、労組法第7条第1号に規定する組合員であることを理由とする不利益取扱いに該当するというべきである。

## (2) 支配介入

X1教員に対する27年4月1日付けのけん責処分及び謹慎処分は、X1教員が組合員であるが故に行われた不利益取扱いであることは、上述のとおりである。

そうすると、組合員であることを理由にあえて不利益な措置を講ずることで、他の組合員又は非組合員に対する見せしめのような効果を企図したものであるというべきで

あるから、労組法第7条第3号に規定する労働組合の運営に対する支配介入に該当するといふべきである。

2 27年4月1日にX1教員がB2高校女子バレーボール部監督から外れたことは、労働組合の組合員であること又は組合活動を理由とした使用者による不利益取扱いに該当するか。また、労働組合の運営に対する支配介入に該当するか。(争点2)

(1) 不利益取扱い

第3の4(2)イで認定のとおり、27年4月1日付の学園によるけん責処分及び謹慎処分の処分事由が事実であり、正しいことを前提にした判断から、同日にB4校長がX1教員を女子バレーボール部監督から外したと認められる。

先に判断したとおり、27年4月1日付けのX1教員に対するけん責処分及び謹慎処分については、X1教員が組合員であるが故に行われた不利益取扱いであり、不当労働行為と認められる。当該処分を前提として監督から外したことも、組合員であるが故の使用者である学園の処分であるといえる。

以上のことから、27年4月1日にX1教員を女子バレーボール部監督から外したことは、労組法第7条第1号に規定する組合員であることを理由とする不利益取扱いに該当するといふべきである。

(2) 支配介入

X1教員を女子バレーボール部監督から外したことは、X1教員が組合員であるが故に行われた不利益取扱いであることは、上述のとおりである。

そうすると、組合員であることを理由にあえて不利益な措置を講ずることで、他の組合員又は非組合員に対する見せしめのような効果を企図したものといふべきであるから、労組法第7条第3号に規定する労働組合の運営に対する支配介入に該当するといふべきである。

3 26年10月21日のB3教頭のX1教員に対する発言及び27年3月21日のB4校長によるX1教員に対する発言は、労働組合の運営に対する支配介入に該当するか。(争点3)

(1) B3教頭の発言

申立人らは、26年10月21日にB3教頭がX1教員に対して、「なぜ学園の反協力組織に入ったのか?」、「組合に入れば、本部から女子バレー部が強化指定部から外される。顧問からも外される」などと発言したと主張する。一方、学園は、申立人らが主張する発言があったことを否認するとともに、B3教頭はX1教員に対し、X1教員との従来の個人的な関係に基づいて、一同僚として今までと同じように、アドバイスとして個人的見解を伝える発言をしたと主張する。

第3の5(1)イのとおり、申立人らがB3教頭による不当労働行為発言があったと主張する同日の教務室での場面において、B3教頭はX1教員に対して「お前組合に入ったのか? いったいどういうことなんだ。」、「一体X1 どういうことなんだ。お前いま組合に助けを求めている場合じゃないだろ。なにか苦しいことがあれば組合に助けてもらうのか」、「減免が削られるよ、減免が認められなくなるんじゃないの」、「先生がこんなことを組合に頼っていたら、卒なんてもらえないんじゃない。本部がバレー部に卒なんか認めないんじゃないの」といった発言をしている。これらの発言は、組合に加入すると不利益な取り扱いがされる可能性があることを示唆しているといえるもので、申立人らの主張するB3教頭の発言のうち、少なくとも後者とほぼ同趣旨であるといえる。

そして、第3の1(3)で認定のとおり、B3教頭は学園の管理職である。さらに第3の5(1)イで認定のとおり、業務時間中に教務室の教頭席において発言がされたことを踏まえると、学園が主張する個人的見解を伝えたとは言い難い状況である。

以上のとおり、B3教頭は組合が主張する発言と同趣旨の発言をしたものと認められ、その内容、状況からして、組合加入・組合活動を萎縮させる効果を企図してなされたものであるといえることから、労組法第7条第3号に規定する労働組合の運営に対する支配介入に該当するというべきである。

## (2) B4校長の発言

申立人らは27年3月21日、B4校長がX1教員を校長室に呼び出し、同月26日に懲罰委員会を開くことを告げ、その際にB4校長がX1教員に対して、「組合に入って強化指定部なんて持てるわけないだろう」などと発言したと主張する。一方、学園は、申立人らが主張する発言があったことを否認するとともに、B4校長はX1教員に対して、反省と改善を促し、X1教員が強化指定部を持つにふさわしくな

いという趣旨の発言をし、強化指定部の監督の適性として、まずは、自身の反省すべき点に向き合う姿勢の重要性を伝えようとしたもので、組合に関する話ではなかったと主張する。

このように、B 4 校長による X 1 教員が強化指定部を持つにふさわしくない旨の発言があったことは争いがないものの、その具体的内容について両者の主張が食い違っており、特定することは難しい。しかし、第 3 の 5 (2) アで認定のとおり、発言は X 1 教員に対する懲戒処分（第 4 の 1 で判断したとおり、当該懲戒処分は不当労働行為である）に関する懲罰委員会の開催について伝える場でなされたこと、第 3 の 4 (2) アで認定のとおり、同月 16 日に B 4 校長は C 12 との電話の中で組合や X 1 教員の組合加入に対する嫌悪感を持っていると受け取れる発言をしていること及び第 3 の 5 (2) イで認定のとおり、団体交渉の場で B 4 校長自身が発言を認めていることを総合的に考慮すると、組合に加入すると強化指定部を持たないという、申立人らの主張する発言とほぼ同趣旨の発言がなされたと推認できる。

そして、第 3 の 1 (3) で認定のとおり、学園の管理職である B 4 校長による、組合に加入した故に不利益を課すことを示唆する発言は、組合加入・組合活動を萎縮させる効果を企図してなされたものであるといえることから、労組法第 7 条第 3 号に規定する労働組合の運営に対する支配介入に該当するといふべきである。

4 X 1 教員が B 2 高校女子バレーボール部顧問から外されたことは、申立人らが 27 年 10 月 16 日に本件申立てをしたことを理由とする不利益取扱いに該当するか。(争点 4)

申立人らは、28 年 3 月 8 日に『平成 28 年度部活動顧問一覧』が発表され、X 1 教員が女子バレーボール部第 3 顧問から外されており、これは申立人らが 27 年 10 月 16 日に本件救済申立てをしたことを理由とする不利益取扱いであると主張する。一方、学園は同年 4 月 15 日に X 1 教員を女子バレーボール部第 3 顧問から外しており、本件救済申立てをしたことを理由としたものではないと主張する。

第 3 の 6 (1) イで認定のとおり、X 1 教員は 27 年度の部活動顧問一覧から外されている。また、第 3 の 6 (1) ウで認定のとおり、同年 5 月又は 6 月に作成された学校要覧等の対外的な資料において、女子バレーボール部の顧問として X 1 教員の名前や写真が掲載されていない。これらの事実から、同年 10 月 16 日の本件申立て以前に X 1 教員は女子バレーボール部の第 3 顧問から既に外されていたと認めることができる。

よって学園が本件申立てを理由に女子バレーボール部第3顧問から外したとの申立人らの主張は認め難く、労組法第7条第4号に該当するとはいえない。

## 5 救済方法

第4の1から4で判断したとおり、27年4月1日にX1教員に対して行ったけん責処分及び謹慎処分並びに同日にX1教員を女子バレーボール部監督から外したことは組合員であるが故の不利益取扱い及び組合運営に対する支配介入であり、26年10月21日のB3教頭のX1教員に対する発言及び27年3月21日のB4校長によるX1教員に対する発言は、組合運営に対する支配介入であると認められる。

そして、当事者間において不当労働行為がなかった場合と同様の状態を再現するために、主文のとおり命令することが相当であると判断する。

なお、X1教員を女子バレーボール部監督とする時期については、年度途中で監督を変更することが生徒及び保護者に与える影響を考慮して、遅くとも平成30年4月1日までに監督にするべきであり、主文第2項のとおり命ずることが相当であると判断する。

また、申立人らは、謝罪文をB2高校の教務室内に10日間掲示することも求めているが、当委員会は、B2高校が教育の場であることを考慮し、これを命じないこととする。

## 第5 法律上の根拠

以上の認定した事実及び判断に基づき、当委員会は、労組法第27条の12及び労働委員会規則第43条を適用して、主文のとおり命令する。

平成29年11月2日

新潟県労働委員会

会長 兒玉 武雄 ㊞